

徳島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
203	鮎喰新浜	徳島市名東町一丁目一七四番地先から 同 加茂名町東名東山五九番一地先まで	八一・三	令和七年十月三日